

告 発 状

平成29年3月28日

熊本県熊本東警察署長 殿

告発人 別紙告発人目録記載のとおり

上記告発人ら代理人

弁護士 坂 本 博 之



上記告発人ら復代理人

弁護士 箱 山 由 実 子



住 所 不 明

被 告 発 人 石 原 貢 一

(株式会社熊本県弘済会熊本県動物管理センター長)

住 所 不 明

被 告 発 人 氏名不詳甲(同センター職員)

住 所 不 明

被 告 発 人 氏名不詳乙(同センター職員)

住 所

被 告 発 人 平 山 美 幸

第1 告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条1項前段違反の犯罪行為に該当すると考えますので、被告発人らの厳重な処罰を求めるため、告発をします。

第2 告発事実

被告発人らは、共謀の上、平成28年7月7日、熊本県熊本市東区戸島町2591所在の熊本県動物管理センター敷地内において、同管理センターに収容保管されている別紙猫目録記載の猫14匹を、占有者である熊本県に無断で、致死性の薬物を用いて死に至らしめ、以てみだりに殺したものである。

第3 告発の理由

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という)第44条第1項は、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する」と規定している。そして、同法同条第3項第1号は、猫が前記の「愛護動物」に該当する旨規定している。

動物愛護法は、猫は飼い猫と飼主のいない猫とを問わず、全ての猫が愛護動物に該当するものと規定している。

- 2 株式会社熊本県弘済会(以下「弘済会」という)は、毎年、熊本県との間で、動物愛護管理業務委託契約を締結し、同県から、動物愛護管理業務の委託を受けている。同委託契約における委託業務の中に、「動物管理業務」というのがある。この業務には、「ア保健所における業務」と「イ動物管理センターにおける業務」が含まれ、後者の業務には、「(イ)動物管理センターの維持管理の業務」「(ウ)動物管理センター抑留犬、引取り犬及び引取り猫の飼養管理の業務」「(オ)犬又は猫の致死処分及び焼却処分業務」等が含まれている(資料4)。

上記契約7条1項は、弘済会に対して、委託業務に従事する職員を、動物管理業務実施要領2条1項に定める通り配置することを求めている(資料4)。そして、同要領2条2項、同条1項を踏まえて、弘済会がセンターに配置する職員のうち、労務管理者である統括責任者を1名配置することとし、この者を所長と称することとしている(資料5)。

被告発人石原貢一(以下「被告発人石原」という)は、平成28年7月当時、弘済会の職員で動物管理センターの所長を務めていた者である。

- 3 また、動物管理業務実施要領第5条は、「犬猫への麻酔薬投与業務については、開業獣医師に再委託することができる」と規定している(資料5)。そして、動物愛護管理施設の維持管理要領第4条には、動物管理センターにおける業務が規定されている。同条7項は、「致死処分は炭酸ガスによ

る。ただし、生後2週間程度までの仔犬又は仔猫及び負傷動物に対する致死処分は、獣医療法に基づく届出をした獣医師の麻酔注射による」、8項は「麻酔薬による注射は、鎮静剤と麻酔薬との併用により実施する。この場合における麻酔薬の使用と対象動物の判断は、麻酔薬投与獣医師が行う」と、それぞれ規定している(資料6)。

被告発人平山美幸(以下「被告発人平山」という)は、致死処分を行うために麻酔薬を投与することを弘済会から再委託された獣医師である。

- 4 周知のように、平成28年4月14日及び16日に、熊本県において、最大で震度7を記録する大地震が起こり、同県内に甚大な被害をもたらした。そして、動物管理センターには、同県内から、飼い猫、野良猫を問わず、多くの被災猫が持ち込まれて収容されることとなった。

熊本県は、上記震災発生後、保護された犬や猫の殺処分を停止するという扱いをしていた(資料1の1、2)。これは、震災のため飼主からはぐれてしまったペットを処分してしまわないように、という趣旨であるとされていた(資料1の2)。

- 5 平成28年7月7日までの間に、動物管理センターに、有明保健所、御船等の県内の保健所から、何頭もの被災猫が持ち込まれていた。同日現在、動物管理センターには、別紙猫目録記載の14匹の猫が持ち込まれており、入り口スロープの上の車寄せの右側にある「飼料室」に、一つのケージに1匹ずつ入れられて、恰も蜂の巣のような状態で保管されていた(資料3の1、2、資料7)。

これらの猫たちは、上記県の方針に従うならば、殺処分をすることは許されていないものであった。

- 6 また、動物の愛護及び管理の推進に関する件(平成24年8月28日衆議院環境委員会決議)、及び動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成24年8月28日参議院環境委員会)のそれぞれ第6項には、「犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近付けることを目指

して最大限努力するよう、各地方自治体を指導すること」、第8項には、「駆除目的に捕獲された飼主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引き取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努力するよう、各地方自治体を指導すること」、と記載されている(資料12、13)。即ち、国会の両院は、動物愛護法の本質として、都道府県は犬猫の引取りの要件を厳格にし、仮に引き取った犬や猫がいた場合には、極力譲渡等するなどして、殺処分をゼロに近づけるべく最大限の努力をすることを求めているのである。

- 7 ところが、弘済会は、平成28年7月7日、別紙猫目録記載の猫たち14匹について、致死処分することとし、被告発人平山に麻酔薬を用いた殺処分をさせることとした。この殺処分を行うことを決めたのは、被告発人石原であると考えられる。また、この殺処分を行うに当たっては、被告発人石原以外の弘済会の職員又はアルバイトも立ち会っている可能性がある。被告発人平山に対して殺処分を行うことを伝えたのは被告発人石原、又はこの立ち会った可能性のある職員らである。また、この立ち会った可能性のある職員らは、被告発人平山の薬物投与の補助をしたものと思われる。この職員が、本件被告発人氏名不詳甲乙である。

同日、被告発人平山によって、別紙猫目録記載の14匹の猫たちに対する殺処分が執行された。この殺処分を行った理由として、弘済会は、「人間に危害を加えるような猫を独自の判断で麻酔薬を用いて安楽死させた」と説明している。そして、この殺処分は、上記のような方針を公表している熊本県には報告しなかった(資料1の1、2)。

また、熊本県犬・猫譲渡要領の別表2の中の「4 成猫の適正評価」の中には、成猫の譲渡適正評価が動物管理センターで行われる場合、動物愛護専門員である獣医師がその判定を行う2名のうちの1名となっている(資料11)。従って、本件猫14匹の殺害が行われたということは、受託獣医師(本件の場合は被告発人平山)が、譲渡不適格の判定を行ったうえで、殺害を行ったものと考えられる。

- 8 ところで、平成29年3月1日付の県知事による犬猫救済の輪TNR日本動物福祉病院に対する質問回答書において、7月に殺処分した猫14匹について、「写真、色模様など個体ごとの情報が保管できていなかった」と、殺

した猫の記録をとっていないことを明かしている(資料8)。

一方、平成28年6月2日に撮影した猫の写真が告発人鶴田真子美の手元にあるが、この猫たちは譲渡対象にならなかったことを確認しているので、殺された14匹に含まれる、殺された猫の一部である(資料3の1、2)。

- 9 本件で殺された猫たちの中には、飼主不明の所謂「野良猫」がいた可能性があるが、飼主不明の猫をとらえて公示もせず殺してしまう行為は、平時であれ、動物殺傷罪(動物愛護法44条、2年以下の懲役ないし200万円以下の罰金)に該当するものと解される。また、基本的に殺処分目的の行政による野良猫の引き取りは禁止されるべきである(動物愛護法24年改正付帯決議8項)。野良猫は地域に戻し、地域猫として、官民一体で生存をはかることが行政の責任というべきである。

本来なら、所有者不明の野良猫は、地域猫として外に生きていてもよいのである。地域猫として給餌や避妊手術などの管理をしている個人や団体のもとから、猫を捕獲して連れ去り、センターや保健所に収容し、殺してしまうことは、法令上の根拠を欠く行為であり、行政といえど許されない行為である。もし野良猫が保護されてしまったのなら、まず遺失物法による所有者探しをし、公示の手続きを踏み、所有者が現れずに拾得者が譲渡を受けなければ、民間ボランティアやNPOの協力のもとで里親譲渡への道を進むべきものである。これを行政が引き取り、遺失物法に定められた期間の公示もせず、秘密裏に殺処分することは許されない。それも、租税を持って犯罪がなされているもので、一般市民に比してその責任は重大である。厳しくその犯罪が摘発され処罰されることを求める。

- 10 ましてや災害時には、震災により離ればなれになった犬猫を探している熊本市民がいる。しかし、熊本県動物管理センターの公示情報には、平成29年3月14日現在まで、同センターに収容された犬猫全頭が掲載されておらず、飼い主が探そうにも探せない状況であった。公示情報には数匹しかないのに、いざセンターに行くとたくさんの猫がいる。震災直後もそうであったが、震災から7ヶ月たった11月でも、それは同じ状態であった。さらに、平成29年3月14日まで、すべての収容猫の情報は、公にされなかったのである(資料2の1、資料9)。

本件動物管理センターでは、猫は、「専門家」と呼ばれる獣医師や職員により、譲渡猫と、譲渡できない猫に勝手に判別されていた。譲渡用の猫

と、病気の猫や怯えや威嚇のある猫に場所が分けられていた。

そもそも、猫は、捕獲され環境が変われば、どんなに人に慣れた猫でも、怯えたり威嚇したりするようになる。野良猫であると決め付けて、飼い主のいるかもしれない犬猫を公示しないことは、センターによる犬猫情報の隠蔽であり、飼い主は知らずに他所の場所を探している可能性もありうる。これは、飼い主から犬猫をみだりに奪う不法領得行為であるという他はない。

実際に、熊本県庁健康危機管理課の山本氏に問い合わせたボランティア [REDACTED] は、山本氏よりこのような説明を受けている。「保健所収容の猫は飼い主持ち込みはなく近所で猫の問題が起きたためつかまえて持って来られた猫である」、つまり害獣駆除によるものである、と。まさに所有者のあるなしに拘らず、勝手につかまえてきた猫であることは明らかである。また、ボランティア [REDACTED] が「管理センターに数十匹いるのにホームページには譲渡可能な9匹しか掲載されていないのはなぜか」と問うと、県職員の山本氏は「センターに来る前に保健所で掲載することになっているからセンターでの掲載は不要。また、猫は首輪がないために迷子か野良猫かわからないので、すべてを迷子と決め付けて掲載できない。また、すべての動物の写真を掲載するには人手がない」と、説明している（資料2の1）。委託業務として県はホームページ制作業務にも県税を充てているはずであり、ホームページに掲載しない言い訳は成り立たない。

そもそも、14匹の猫は捨てられた猫である可能性もある。動物遺棄罪（動物愛護法第44条）の犯罪の証拠でもある猫を毀損滅失させることは、犯罪証拠を隠滅する行為である（刑法104条）。

収容された多数の犬猫は、熊本県内はじめ、全国の動物保護ボランティアたちが空輸で引き受けるなどし、不眠不休で新しい飼い主を見つけるために尽力してきた。それを全国の支援者が見守り、経済的にも支えてきた事実がある。慣れていない猫、病気の猫も引き受ける準備があった。それなのにボランティアらに無断でいつの間にか14匹を殺してしまったのである。精神的な打撃を受けるボランティアも多い。

- 11 14匹を死に至らしめるまでの飼育環境についても、適正とは言い難いもので、動物愛護法に基づいた飼養がされていたとはいえない。平成28年6月1日前後、譲渡用の成猫は2段ケージに置かれてトイレもあり比較的丁寧

な世話を受けていたが、そうでない成猫は、前述のように、蜂の巣のステンレスケージにトイレも毛布もなく1匹ごとに入れられていた。譲渡対象からはずれた成猫が置かれていた場所は、犬舎の入り口右手の、蜂の巣のようなステンレスケージのなかであり、床面は金属の細い棒が並んだもので、猫は肉球を広げてその冷たい棒の上にあった。人間にとっては糞尿の始末が楽になり好都合であるが、しかし猫にはつらい場所である。ここにダンボールや毛布やせめて新聞を敷けないのかと6月3日にお問い合わせしたが、実現されることはなかった。

11月18日、センターを訪れたボランティアの[REDACTED]によれば、猫の収容場所は3箇所あり、譲渡対象の猫部屋はプレハブ1棟で情報も管理されていたが、病気の猫や人馴れの不十分な猫、未検査の猫は、譲渡対象外の成猫として犬舎に置かれ、風邪をひいていても治療を受けさせてもらえず、トイレも数日分の糞尿が溜まるほどの不衛生な状態であり、扱いがぞんざいで、生かす努力をしているようには見えなかったという(資料2の1)。

また、子猫たちには飼養がなされていなかった。生かすために基本である、食べさせる、ミルクをのませるという行為は、熊本県動物管理センターでは(そして多くの保健所においても=熊本県の10の保健所は熊本県弘済会が県との委託契約に基づき飼養管理することが定められていたが)行われていなかった(資料2の2)。6月1日に当センターに入ったボランティアの野中公彦氏及び鶴田真子美氏は、ボランティアからこのように聞かされた;「この熊本県動物管理センターは、各保健所で数日置かれるあいだに飼い主返還と譲渡ができなかった犬猫が最終的に来るところですので、殺処分をする場所であり、生かす場所ではないため、ミルクやフードはないのです」と説明を受けている。ミルクはおやつのヤギのミルクしかなく、哺乳瓶もなかった、湯沸しもなかった、わずかなパウチしかなかった。二人は世話の合間に買いに走ったと証言する。弘済会は、委託契約にある動物の飼養管理の義務を果たしておらず(資料2の2)、悪徳ブリーダーと変わらないような有様であった。鶴田は証言する、6月1日の11時に入ったときには息絶えている子猫もいた、と(資料2の2)。

12 平山獣医師は「慣れない猫をどうやって譲渡するの？」など、同種犯行を繰り返す意図を吐露している上、本件のような行為を行っても咎められ

るところがないと考えている。また、センターに子猫のミルクがなかったことに対して、「ミルクは必要ない、離乳していたから」と言った。しかし、ブログ写真のような、まだ1ヶ月前後の子猫たちがなぜミルクを必要としないのか。幼獣には数回に分けて給餌すべきとマニュアルには記載されているにもかかわらず、保健所でもセンターでも震災前から実施されてこなかった。同種犯行を繰り返す可能性を徴表するものである。その上、上記のようなその者の発言からは、被告発人の周囲にも同様の考えを有する者がいることを物語っている。

そのため、本件を見逃して放置してしまえば、今後も被告発人や被告発人の周囲の者らによって同種犯行が繰り返される可能性が極めて高い。

また、県の委託業者である弘済会に所属のセンター職員らの反応を見ると、本件のような「慣れない猫を譲渡対象にせずに殺す」行為が犯罪行為ではないという認識を持っている者も多数いることが分かる。そのような者らに対して、本件が犯罪行為であることを知らしめることが、一般予防に資することになる。

従って、本件犯行に対しては、厳罰を以て望む必要がある。

第4 証拠資料

- | | |
|---------|--|
| 資料1の1、2 | 朝日新聞記事、熊日新聞記事 |
| 資料2の1～3 | 陳述書（ 、鶴田真子美、野中公彦） |
| 資料3の1～4 | CAPIN 公式ブログに掲載した写真付き記事 |
| 資料4 | 委託契約書 |
| 資料5 | 業務実施要領 |
| 資料6 | 動物愛護管理施設の維持管理要領 |
| 資料7 | 図面 |
| 資料8 | 保護動物に係る申入れ及び質問について |
| 資料9 | 熊本県動物愛護管理ホームページ |
| 資料10 | 履歴事項全部証明書 |
| 資料11 | 熊本県犬・猫譲渡要領 |
| 資料12 | 動物の愛護及び管理の推進に関する件(平成24年8月28日衆議院環境委員会決議) |
| 資料13 | 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法 |

律案に対する附帯決議(平成 24 年 8 月 28 日参議院環境委員会)

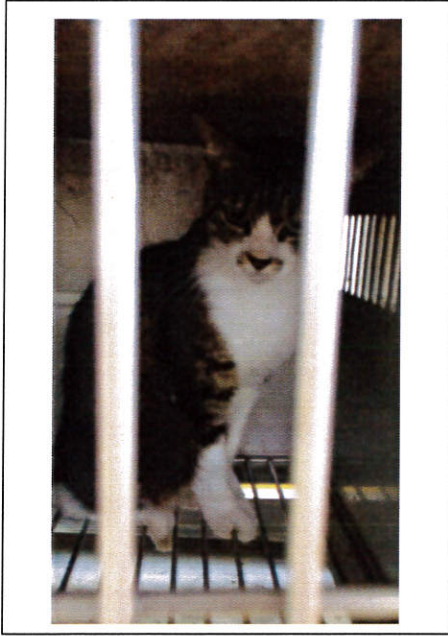
資料 1 4 TNR 日本動物福祉病院獣医師の意見書
資料 1 5 録音反訳書

第 5 添付書類

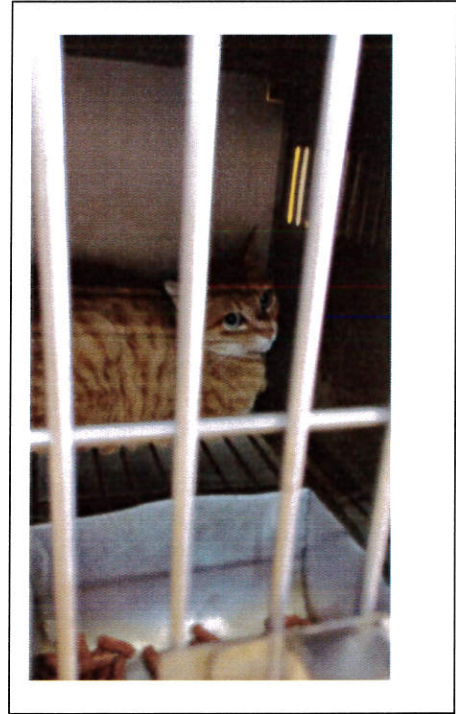
- 1 証拠資料 各 1 通
- 2 委任状 通

猫目録

1 猫 A 下の写真の雉白猫



2 猫 B 下の写真の茶トラ猫



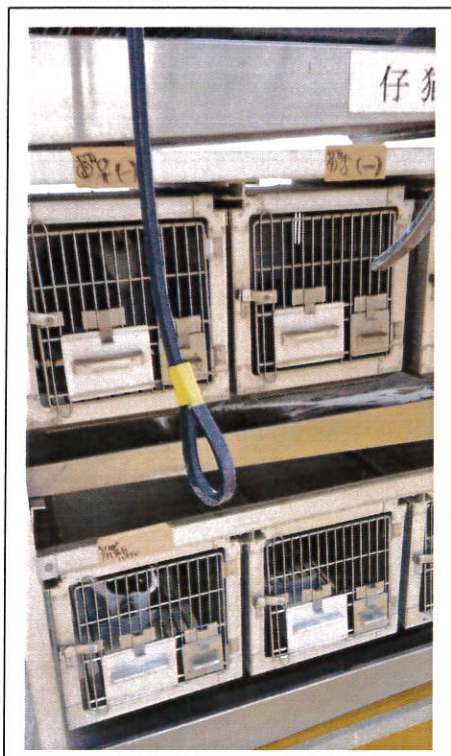
3 猫 C 下の写真の黒猫



4 猫 D 下の写真の白黒猫



5 以上1～4の他、平成28年7月7日、熊本県動物管理センターにおいて、下の写真のようなケージに飼養されて保管されていた猫10匹



告発人目録

[Redacted]

[Redacted]

告発人 野 中 公 彦

[Redacted]

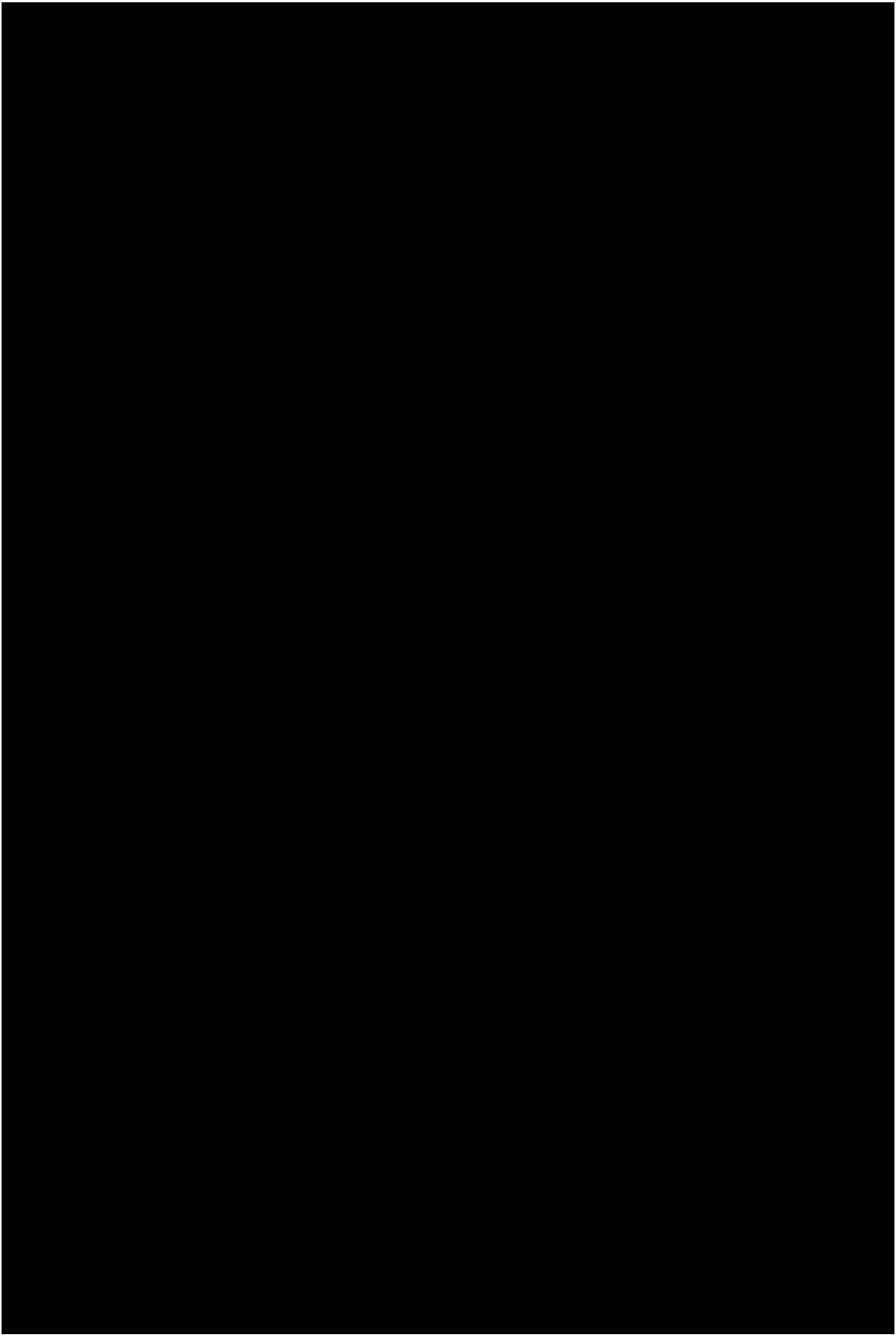
[Redacted]

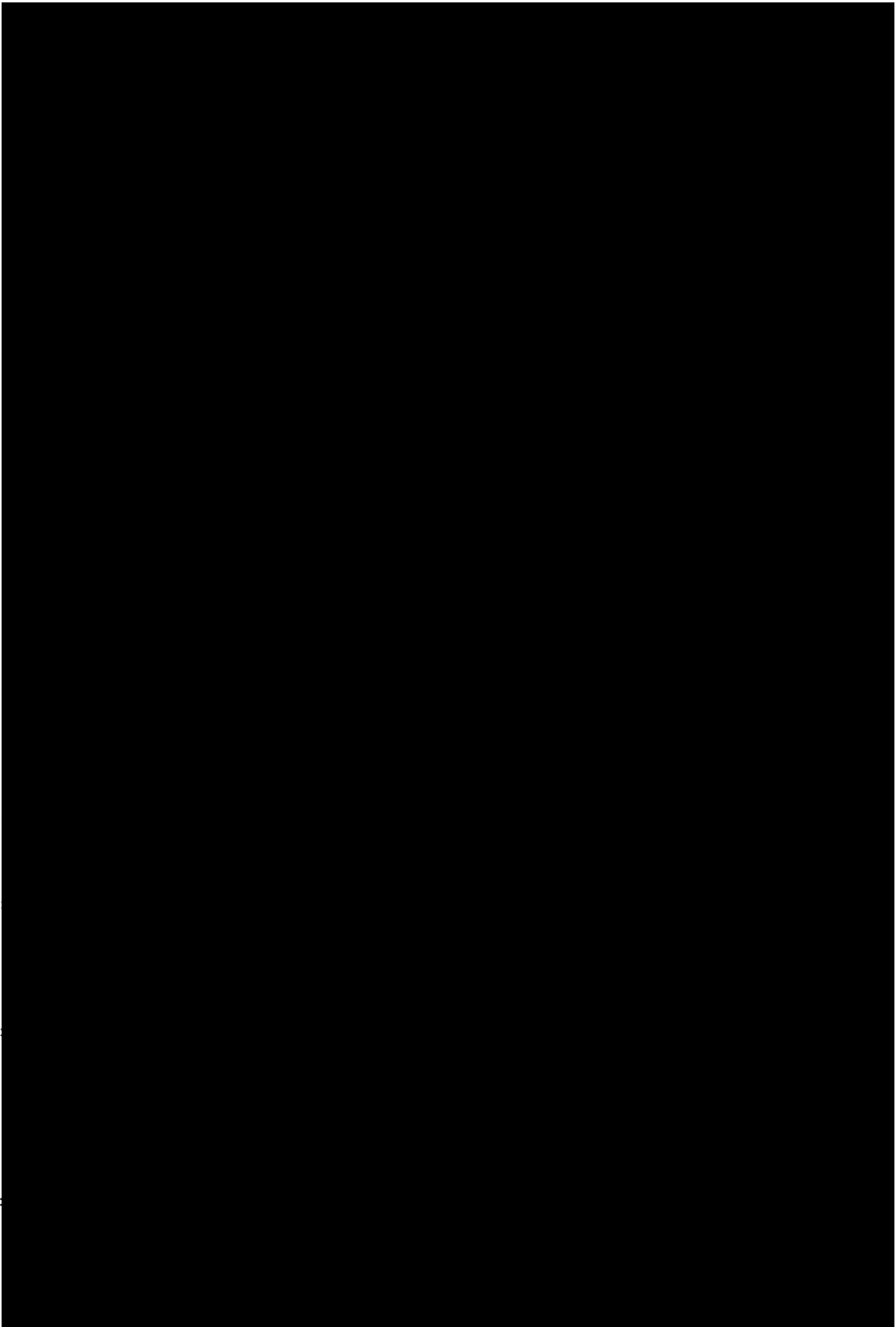
[Redacted]

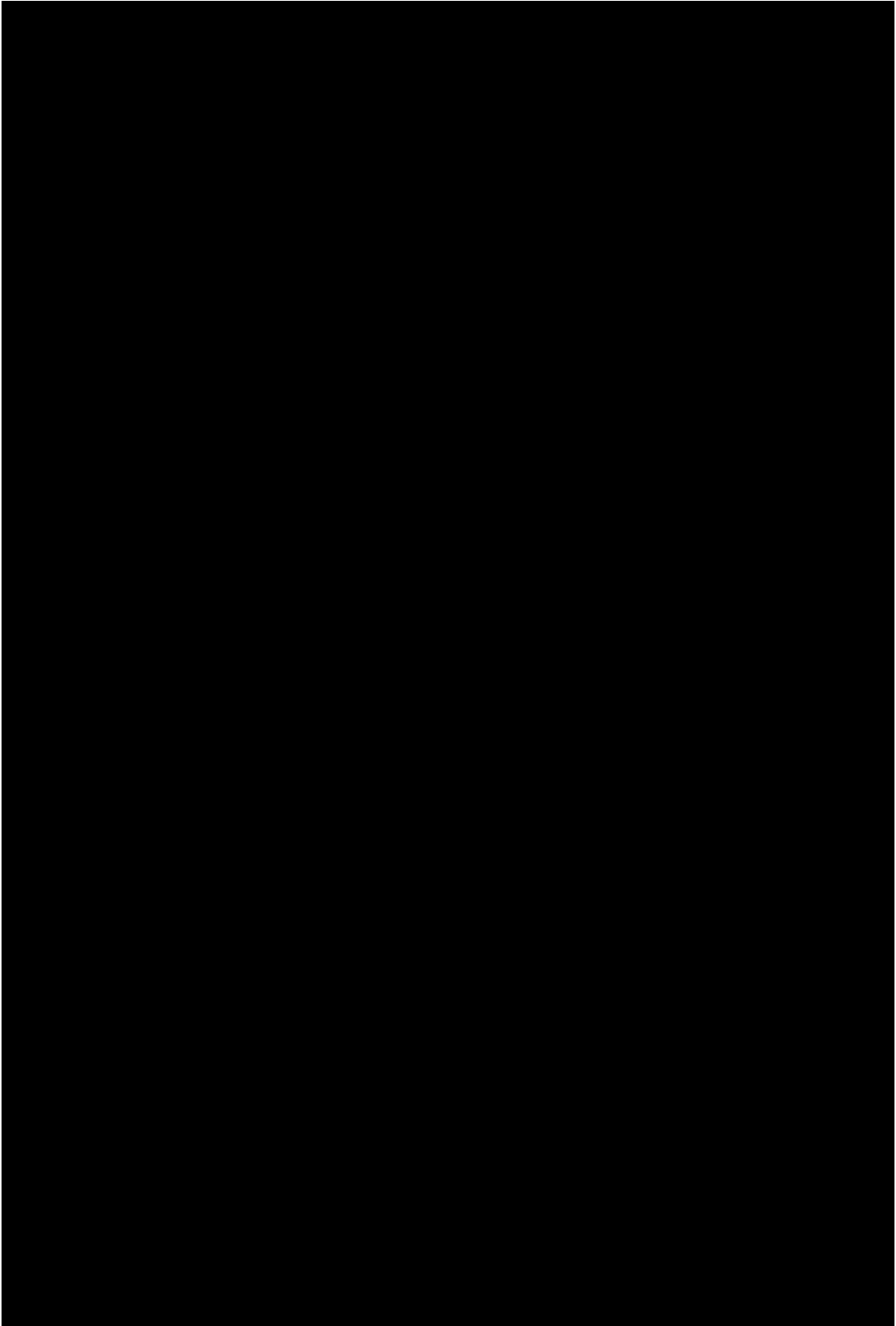
[Redacted]

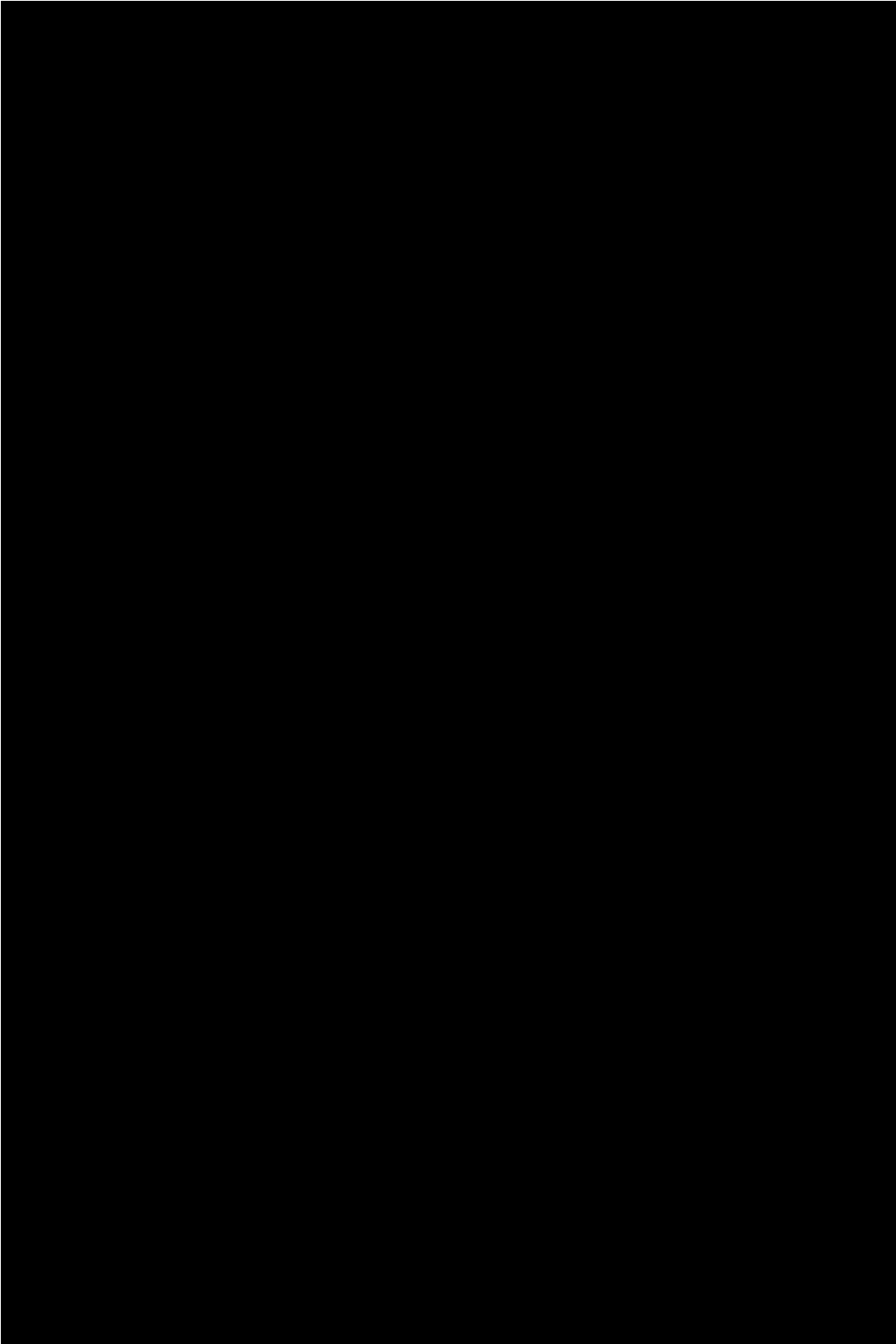
[Redacted]

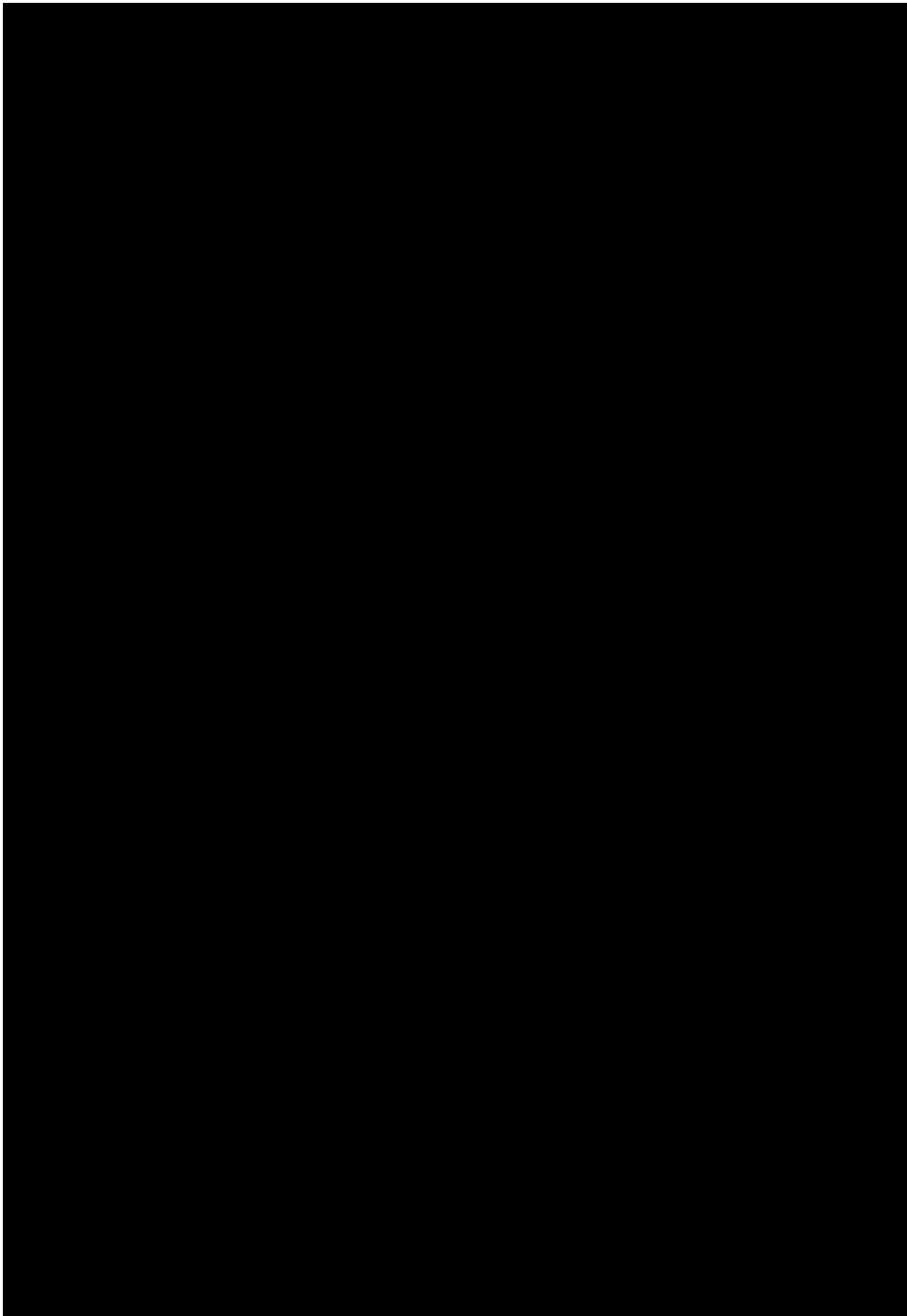
[Redacted]

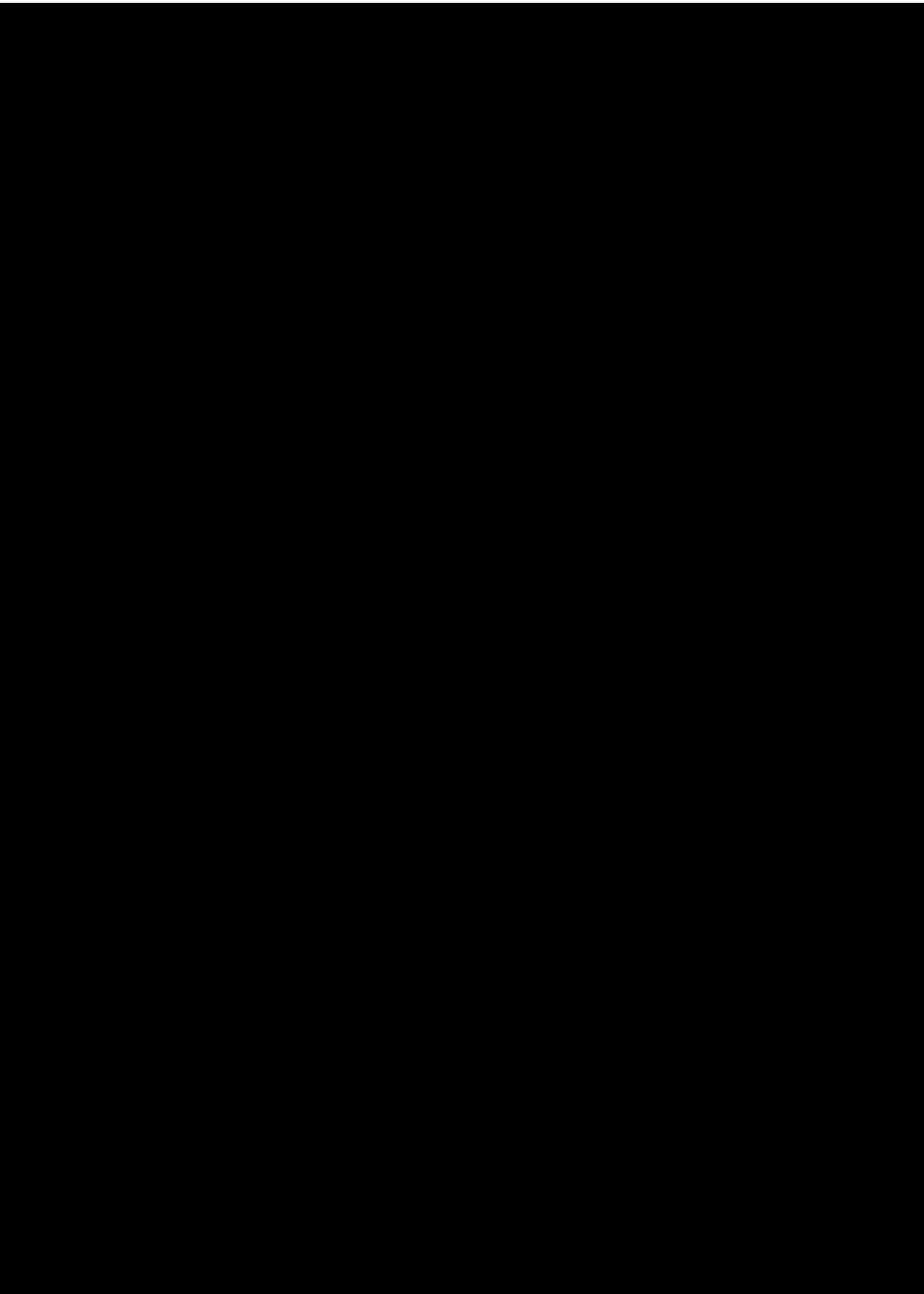


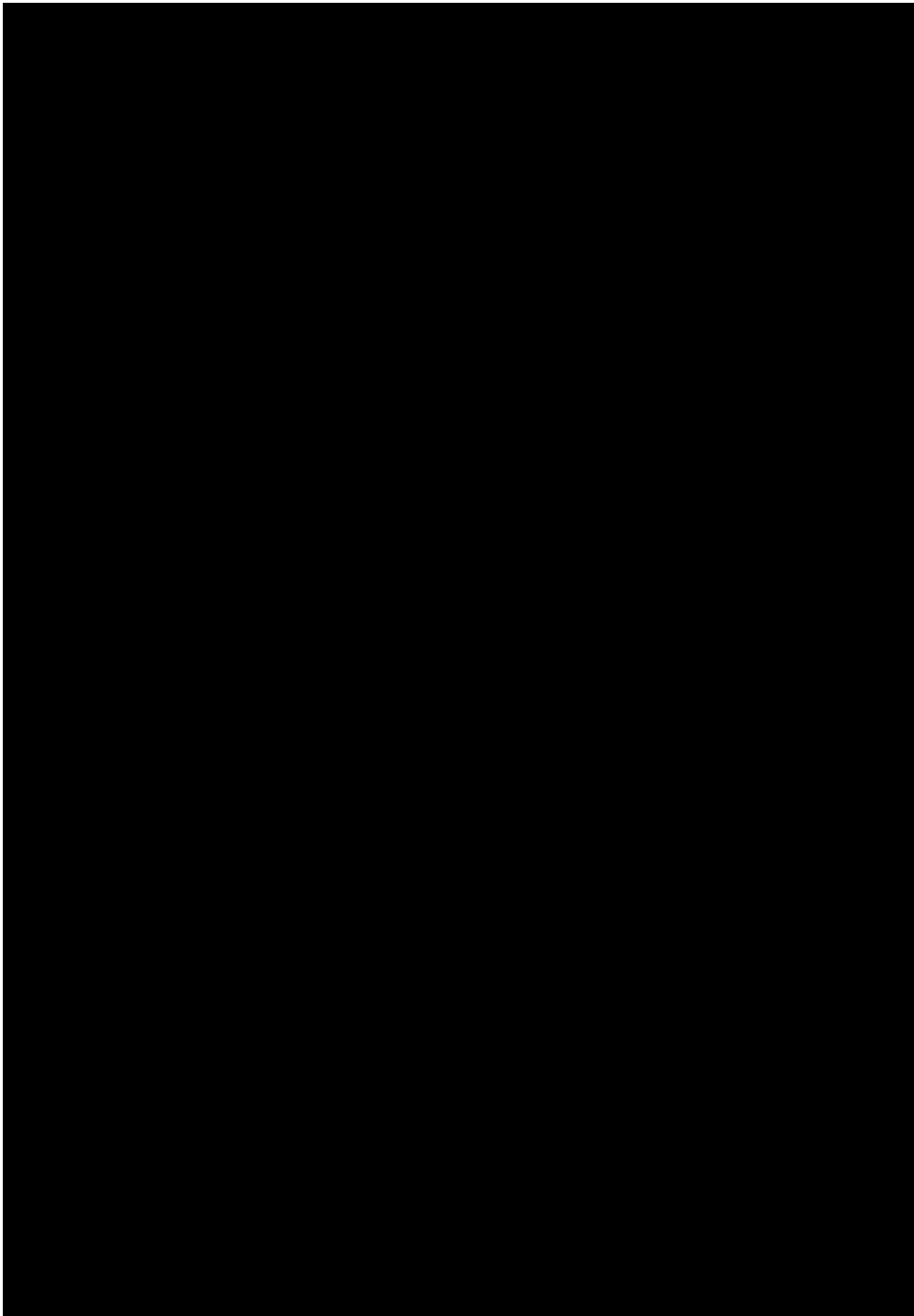


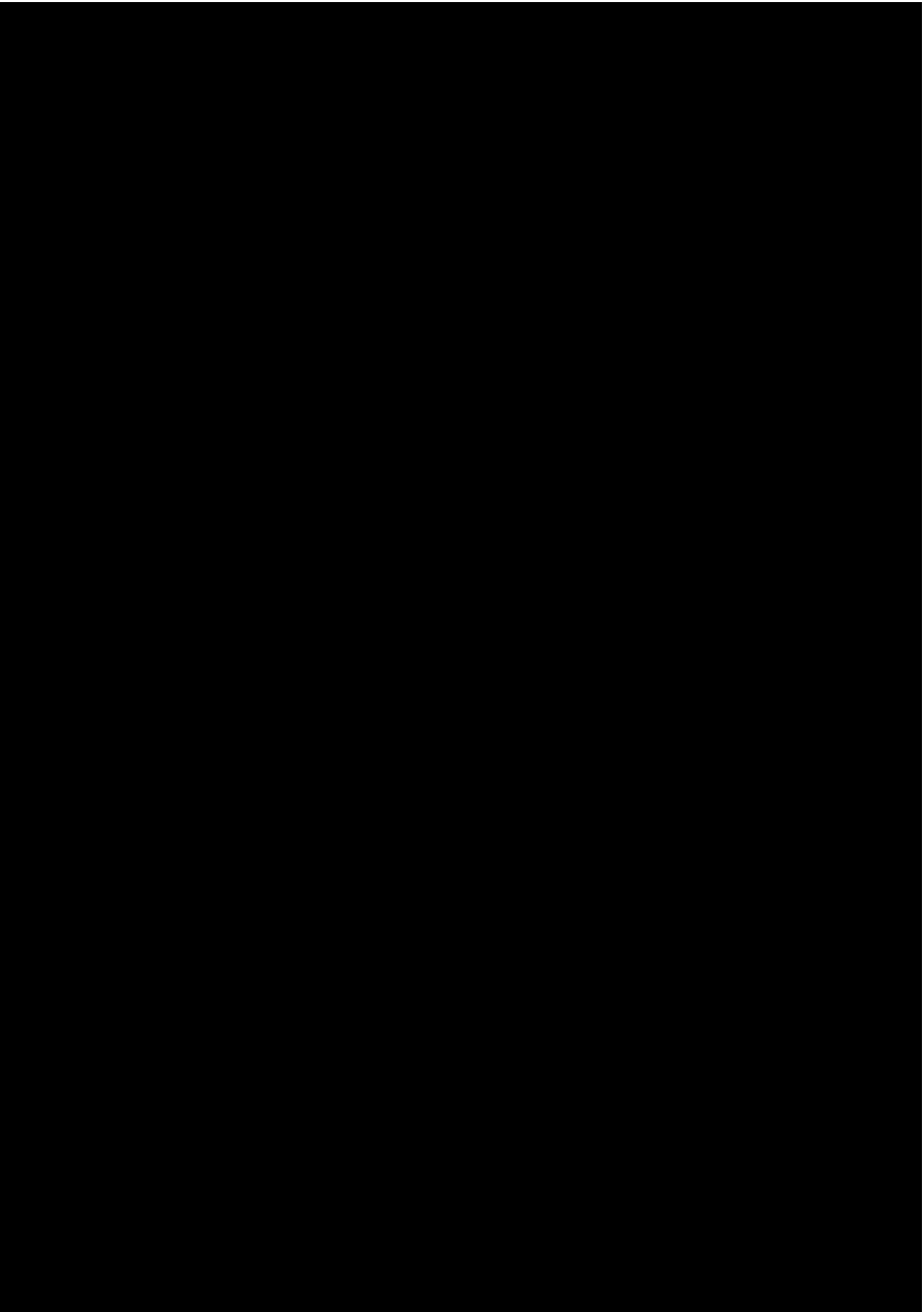


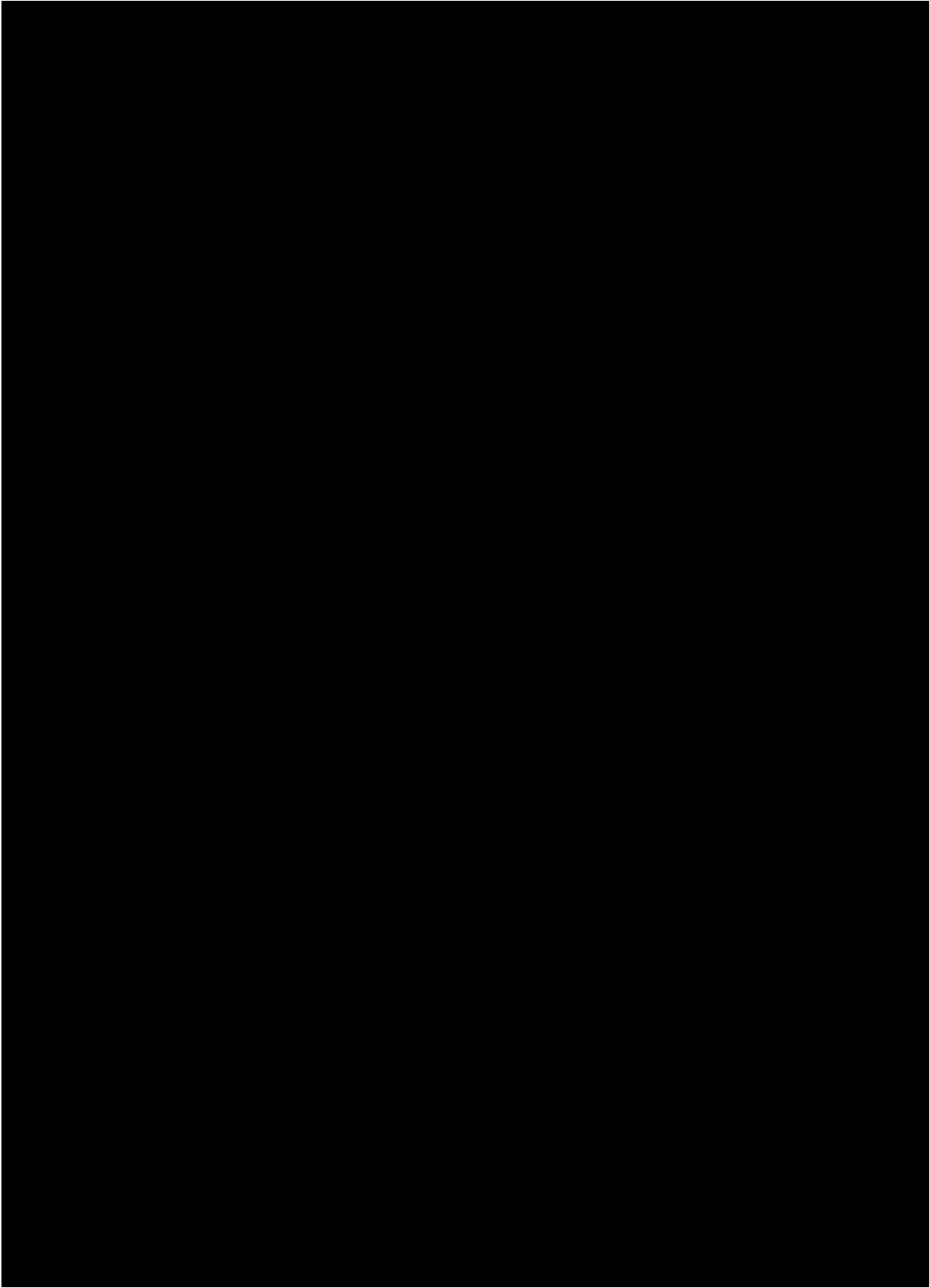


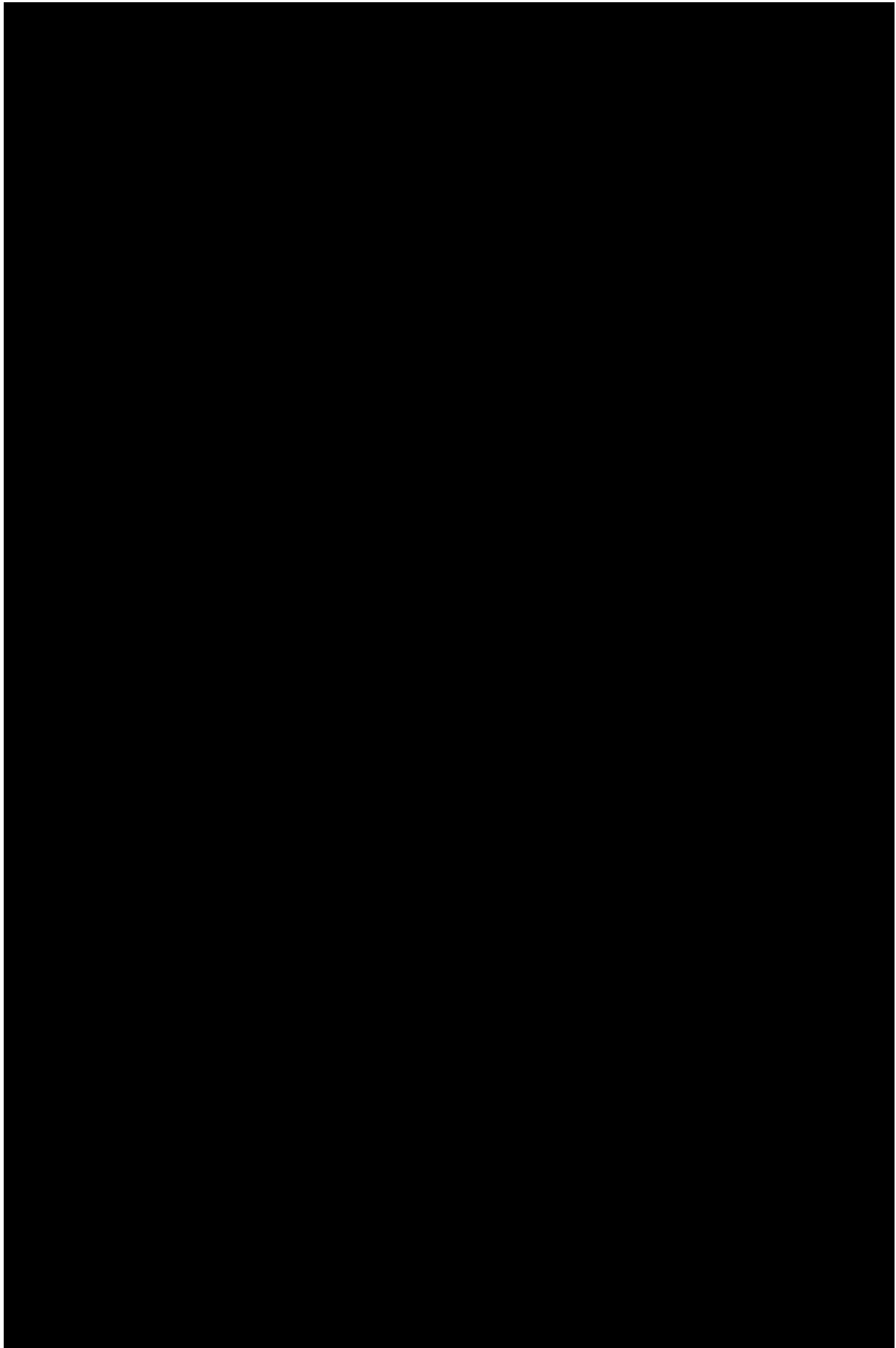


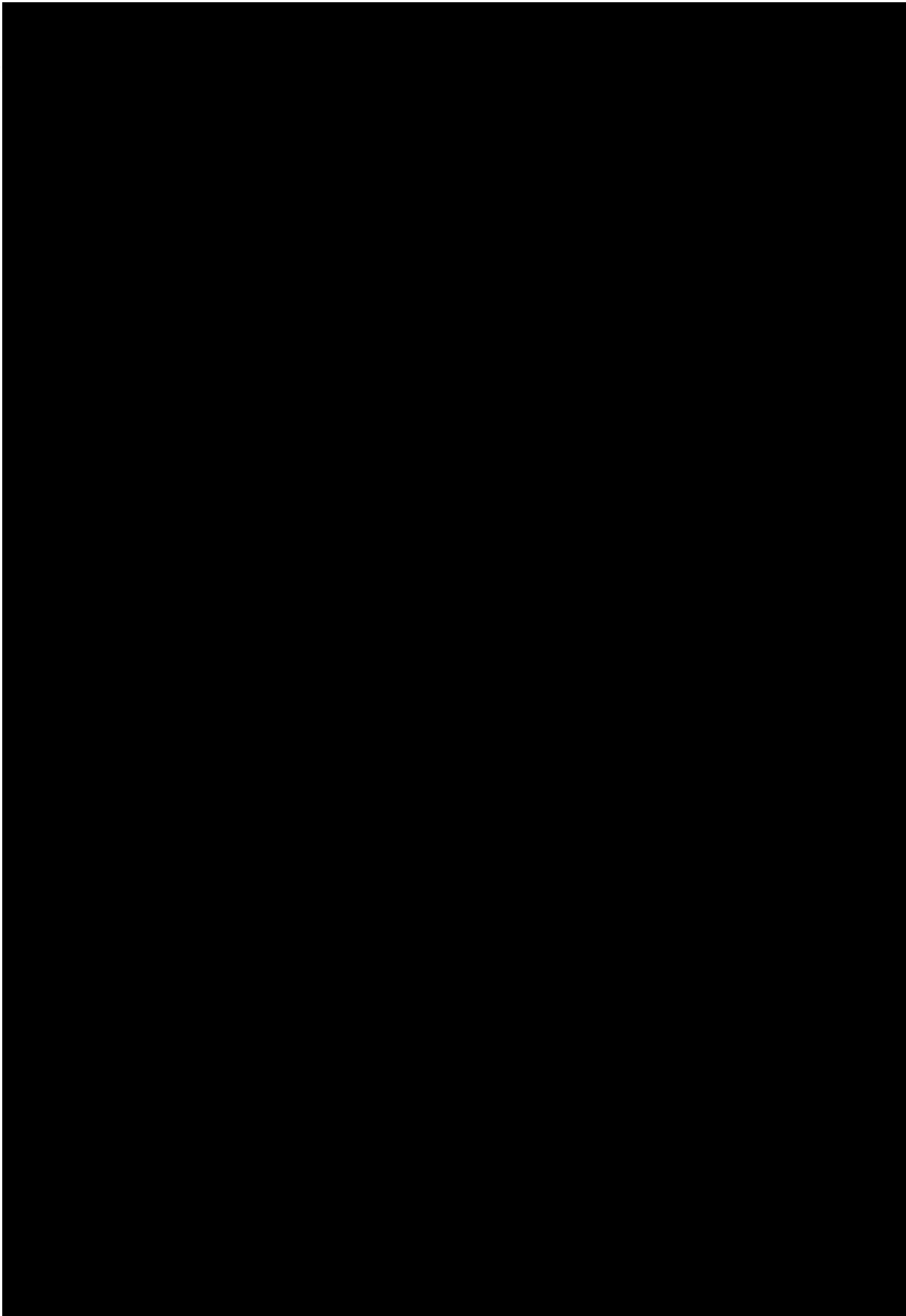


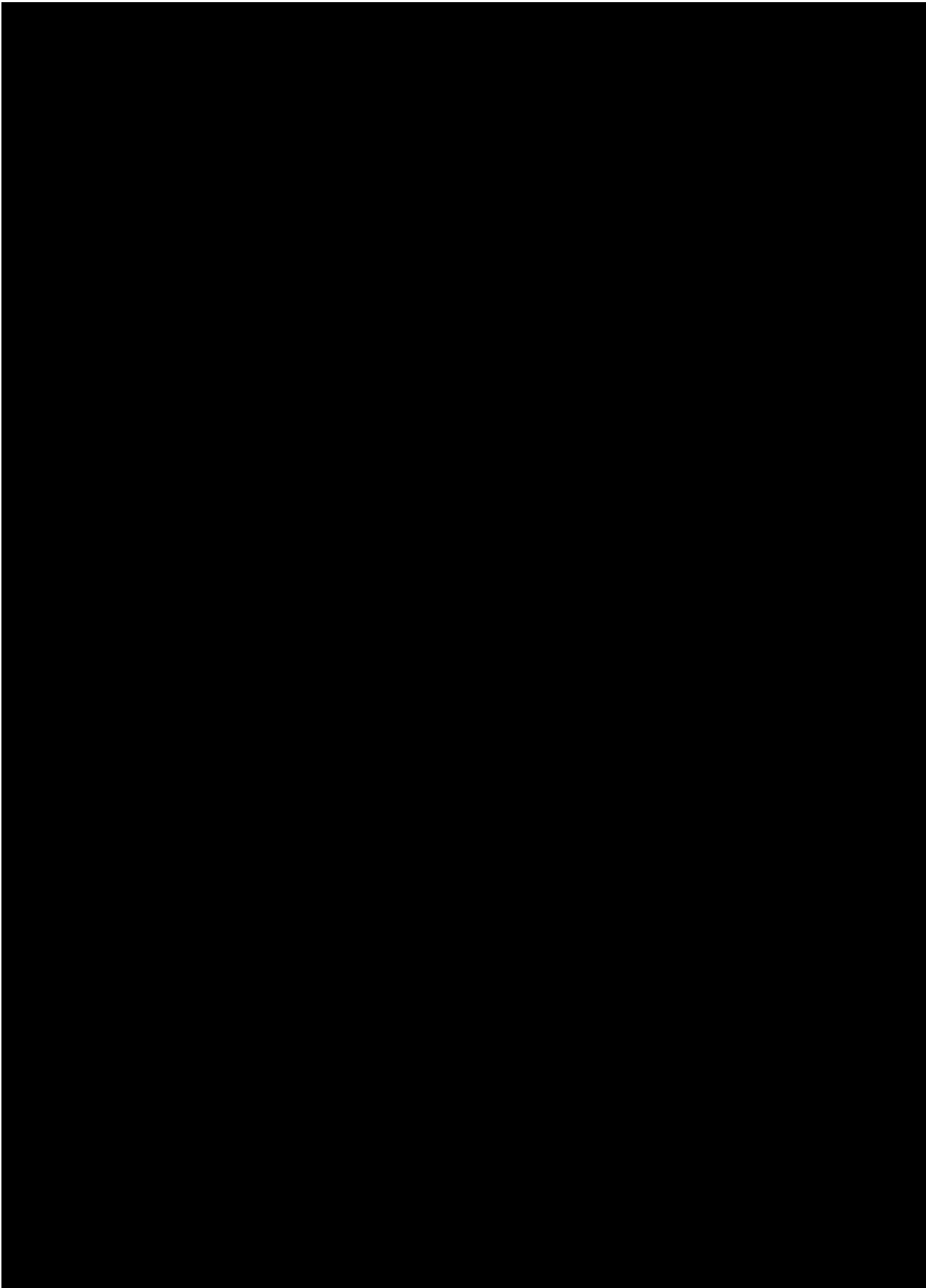


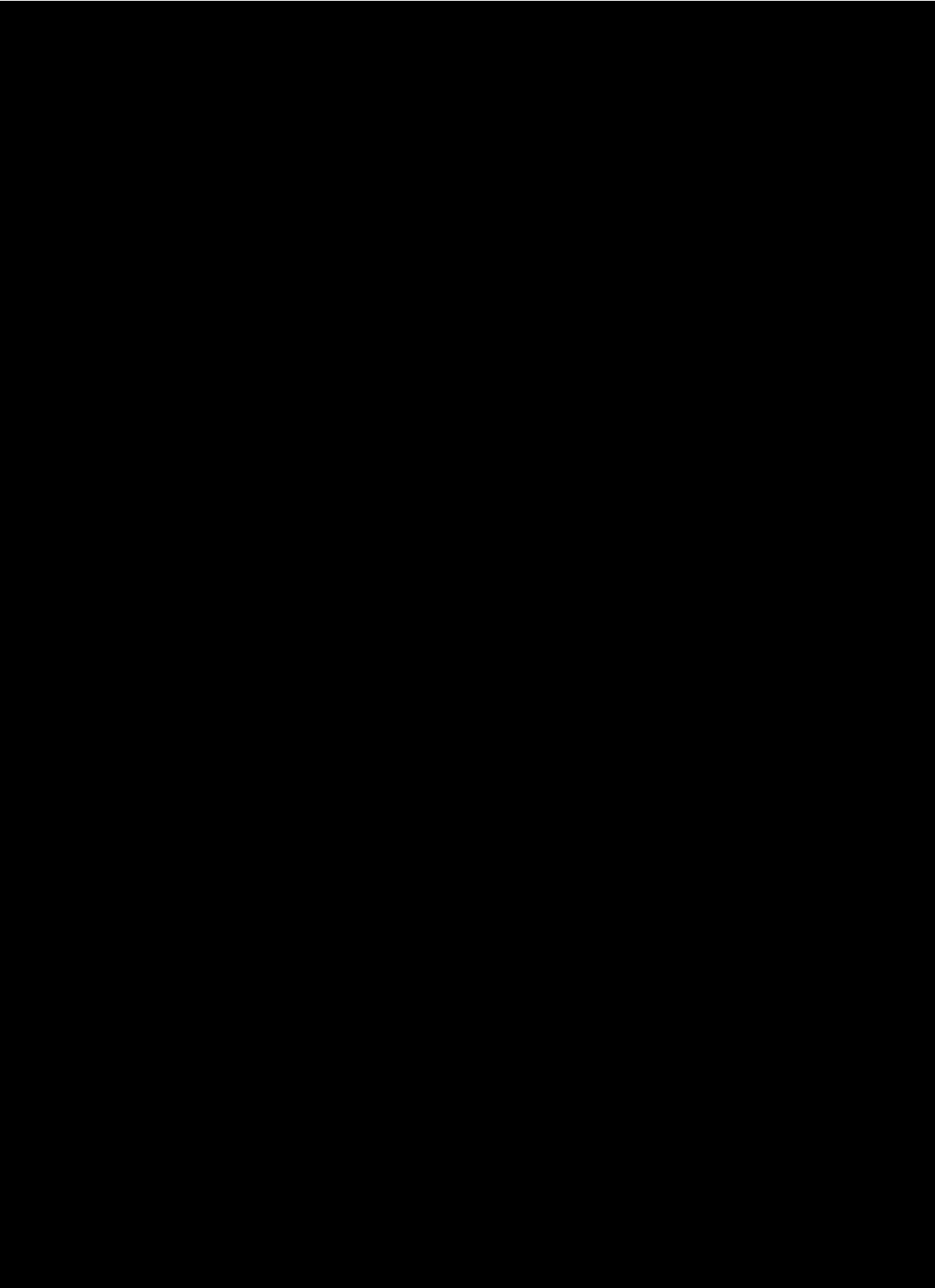












告発人 野 中 龍 彦

告発人 鶴 田 真 子 美

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮二丁目7番20号-1階

坂本博之法律事務所

茨城県弁護士会所属

電 話 0 2 9 (8 5 1) 5 5 8 0

F A X 0 2 9 (8 5 1) 5 5 8 6

上記告発人ら代理人

弁 護 士 坂 本 博 之

告発人ら復代理人目録

- 〒114-0002 東京都北区王子1-6-7 中川ビル303 王子法律事務所
東京弁護士会所属 弁護士 箱山 由実子
電話03-6903-2275 FAX03-6903-2276
- 〒135-0032 東京都江東区福住2-8-10-310 秀和清澄レジデンス
西島法律事務所
東京弁護士会所属 弁護士 西島 和
電話03-6458-8962 FAX03-6458-8964
- 〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階
アーライツ法律事務所
東京弁護士会所属 弁護士 島 昭 宏
電話03-6264-1990 FAX03-6264-1998
- 〒162-0821 東京都新宿区津久戸町4-1 ASKビル5-A
かるこざか法律事務所
東京弁護士会所属 弁護士 市野 綾 子
電話03-5579-2955 FAX03-5579-2954
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-20 虎ノ門実業会館4階
弁護士法人東桜法律事務所
東京弁護士会所属 弁護士 菅野 庄 一
電話03-3591-0581 FAX03-3591-0582
- 〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-21 永田町法曹ビル 東京合同法律事務所
東京弁護士会所属 弁護士 市橋 耕 太
電話03-3586-3651 FAX03-3505-3976
- 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-10-12 蚕糸会館6階
千葉中央法律事務所

千葉県弁護士会所属 弁護士 土居 太郎
電話043-225-4567 FAX043-225-1507

〒271-0091 千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階 市民の法律事務所
千葉県弁護士会所属 弁護士 及川 智志
電話047-362-5578 FAX047-362-7038

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-24 はばたきビル
水戸翔合同法律事務所
茨城県弁護士会所属 弁護士 丸山 幸司
電話029-231-4555 FAX029-232-0043

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮二丁目7番20号-1階 坂本博之法律事務所
茨城県弁護士会所属 弁護士 松村 孝
電話029-851-5580 FAX029-851-5586

〒408-0313 山梨県北杜市白州町横手3055-1 駒ヶ岳法律事務所
山梨県弁護士会所属 弁護士 梶山 正三
電話0551-20-4861 FAX0551-20-4861

〒541-0045 大阪府大阪府中央区道修町3-2-6 ウエムラビル5階
弁護士法人・響 大阪オフィス
大阪弁護士会所属 弁護士 寺野 朱美
電話06-6208-2341 FAX06-6208-2342

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル4階
植田勝博法律事務所
大阪弁護士会所属 弁護士 植田 勝博
電話06-6362-8177 FAX06-6362-8178